

### 3 インシデントに関する事項

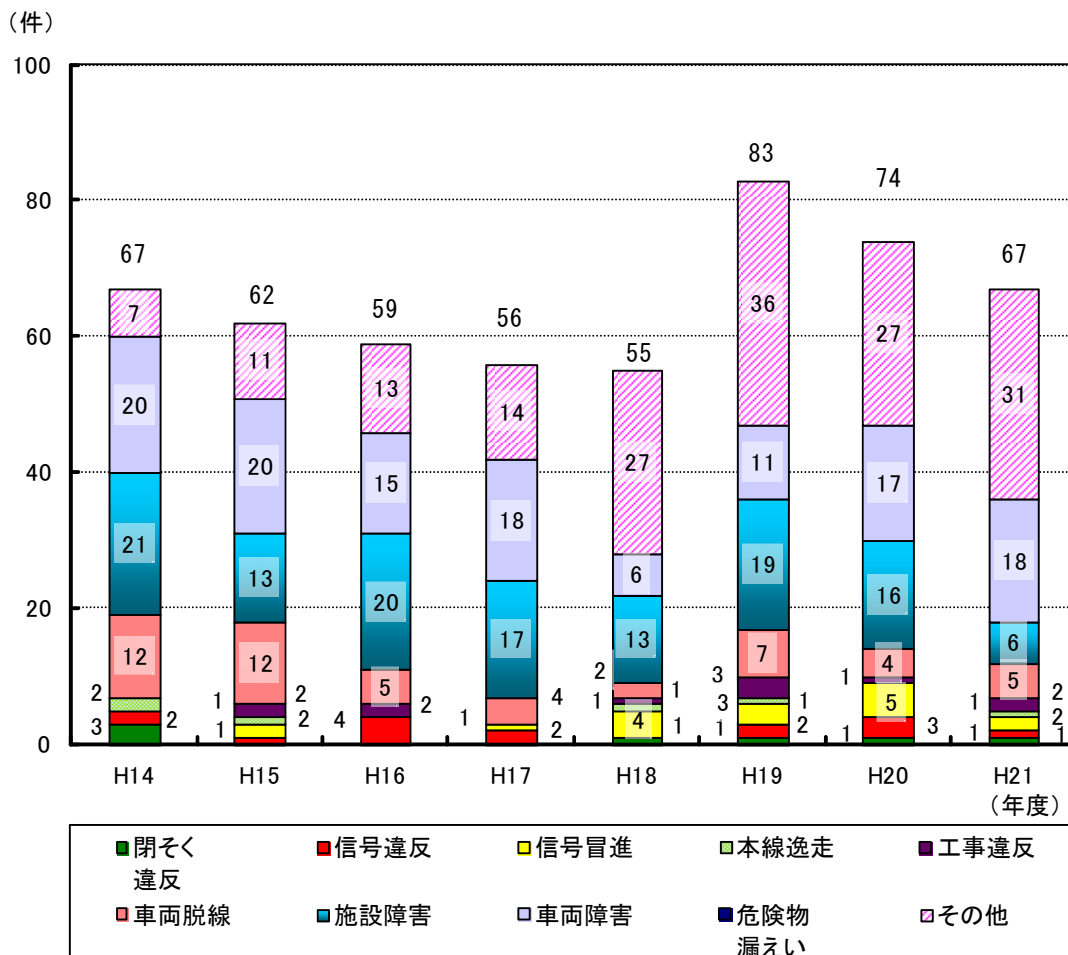
#### 3.1 インシデント報告件数

○インシデント(運転事故が発生するおそれがあると認められる事態)は、その情報を広く共有することが運転事故の防止に有効であることから、平成13年10月から鉄軌道事業者から国へ報告され、国から全国の鉄軌道事業者に情報提供されています。

○平成21年度に国へ報告のあったインシデントは、同年度に発生した運転事故852件の7.9%に当たる67件でした。

○なお、運輸安全委員会の調査対象となったインシデント<sup>16</sup>は、平成21年度に国への報告があったインシデント67件のうち5件(7.5%)でした。

図14: インシデント報告件数の推移



<sup>16</sup> 運輸安全委員会では、重大インシデント(鉄道事故の兆候)についても調査し、報告書を公表しています。(http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html)